## 弁護士法人布川法律事務所 行動計画

所員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、 次のように行動計画を策定、公表します。

- 1. 計画期間 令和6年9月1日 ~ 令和11年8月31日 までの5年間
- 2. 内容

目標1:所員の子や家族も利用できるリフレッシュルームの設置

## <対策>

●令和6年9月~ 所員のニーズの把握、検討

●令和6年11月~ 運用ルールの検討

●令和7年1月~ 運用ルールの決定、

利用開始、朝礼や所内会議などによる所員への周知

目標2: 令和8年4月までに、子の看護休暇制度を拡充する(子の対象年齢の拡大)。

## 

- ●令和7年4月~ 所員へのアンケート調査、検討開始
- ●令和8年4月~ 制度の導入、朝礼や所内会議などによる所員への周知

目標3: 令和11年8月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間1 5日以上とする。

## <対策>

●令和7年1月~ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握

●令和7年4月~ 課長会議での検討開始

●令和7年10月~ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施

●令和8年4月~ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況の取りまとめなどによる

取得促進のための取組の開始